

○多良木町障害者等福祉手当支給条例

平成元年9月14日多良木町条例第4号

改正

平成6年3月11日条例第8号

平成9年3月21日条例第6号

平成11年3月31日条例第16号

平成17年3月14日条例第4号

平成18年3月28日条例第12号

平成24年6月26日条例第15号

平成28年3月15日条例第12号

多良木町障害者等福祉手当支給条例

(目的)

第1条 この条例は、心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）に障害者等福祉手当（以下「手当」という。）を支給し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者及び知的障害者福祉法に基づく療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省令発児第156号）の規定による療育手帳の交付を受けた者また精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びに戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条による戦傷病者手帳を所持する者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で障害者を現に養育している者をいう。

(受給資格及び手当の額)

第3条 每年4月1日現在において、本町に引続き1年以上居住（住民基本台帳に記載されている者）している在宅の障害者で、毎年6月1日現在において当該年度の町民税額が均等割以下の者～5,000円を支給する。

2 前項に該当する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の額に加えて5,000円を支給する。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の障害部位が視

覚障害、下肢不自由又は体幹不自由の者

(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく療育手帳制度要綱の規定に定める療育手帳の障害の程度がA1、A2の者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の者

(受給の申請)

第4条 手当を受けようとする障害者又は保護者は、町長に支給の申請をし、認定を受けなければならない。

(受給権の消滅)

第5条 手当を受ける権利は、次の各号のいずれかに該当したときは、消滅する。

(1) 障害者でなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 本町に住所を有しなくなったとき。

(手当の返還)

第6条 町長は、偽り、その他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、その者に既に支給した手当を返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成6年3月11日条例第8号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日条例第6号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第16号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月14日条例第4号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日条例第12号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月26日条例第15号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する

附 則（平成28年3月15日条例第12号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○多良木町障害者等福祉手当支給条例施行規則

平成17年12月1日多良木町規則第25号

改正

平成18年4月1日規則第16号

平成27年12月28日規則第20号

平成28年2月22日規則第4号

多良木町障害者等福祉手当支給条例施行規則

多良木町身体障害者等福祉年金支給条例施行規則（平成元年多良木町規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、多良木町障害者等福祉手当支給条例（平成元年多良木町条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給認定申請）

第2条 条例第4条の規定により手当の支給認定を受けようとする者は、障害者等福祉手当支給認定申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

（認定、却下の通知）

第3条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、支給認定の適否について決定し、その旨申請者に障害者等福祉手当支給認定（却下）通知書（別記第2号様式）により通知しなければならない。ただし、本人が身体障がい者施設等に入所の場合又は継続して3ヶ月を超える長期入院の場合は、支給しないものとする。

（登録）

第4条 町長は、前条の規定により支給の認定をした者については、障害者等福祉手当支給台帳（別記第3号様式）に登録するものとする。

2 町長は、登録後において、登録した内容に異動が生じた場合は、異動に基づく登録の修正を、次の各号のいずれかに該当することになったときは、登録の抹消をしなければならない。

（1）条例第3条の受給資格を失ったとき。

（2）条例第5条により受給権が消滅したとき。

（離則）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の多良木町障害者等福祉手当支給条例施行規則による障害者等福祉手当支給認定申請書（次項において「旧様式」という。）は、この規則による改正後の多良木町障害者等福祉手当支給条例施行規則による障害者等福祉手当支給認定申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年2月22日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第4条関係）